

部局名：子ども・福祉部

令和2年度当初予算編成に係る  
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

(1) 特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	市町児童相談体制支援推進事業費	1
2	家庭的養護推進事業費	3
3	家族再生・自立支援事業費	6
4	医療支援事業費	9
5	相談支援包括化推進員等養成事業費	12
6	不妊相談・治療支援事業費	15
7	保育対策総合支援事業費	21

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		市町児童相談体制支援推進事業費					区分	一部新規
施策		133	児童虐待の防止と社会的養育の推進					
基本事業		13301	児童虐待対応力の強化					
根拠 (法令等)		児童福祉法						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		市町の児童相談体制の強化に向けた取組を支援することで、県全体の児童虐待対応力の強化につなげます。						
事業目標		<p>市町要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の運営強化を支援することにより、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を促進します。</p> <p>また、市町職員のスキルアップを図り、的確な児童相談対応及びノウハウの蓄積をめざします。</p> <p>こうしたことにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。</p>						
前年度からの変更点		子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、アドバイザーの派遣や、先進自治体職員や学識経験者を招いた研修会等を開催し、市町の実情に応じた計画的な設置を支援します。						
事業の必要性と期待される効果		<p>市町が在宅支援を中心に担うに当たり、市町の児童相談体制の強化が求められています。しかしながら、市町の実情として、①専任職員の配置が少ない、②独自での人材育成が困難、③要対協の活動に差がある等といった課題があります。</p> <p>そこで、こうした課題に対応するため、市町に対する継続した支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進していく必要があります。ひいては、県全体の児童虐待対応力の強化につなげていきます。</p>						

取組詳細

取組概要	市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援するとともに、児童相談所と市町との連携の一層の強化を図ります。
取組内容等	

(1) 市町現場対応力強化事業

- 市町の児童相談対応力を強化するため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、市町との間で定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して体制強化に向けた取組の具体化を進めます。
- 引き続き、市町要対協の運営強化のため、アドバイザーを派遣するとともに、平成30年度の市町の取組結果を踏まえ、特にケースマネジメント等にかかる助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を図ります。

(2) 市町職員スキルアップ研修強化事業

- 市町の新任者や要対協調整者等に対する研修とともに、児童相談担当職員のスキルアップのため、児童福祉司任用資格取得指定研修会など各種研修会を開催します。

**(3) 【新規】市町子ども家庭総合支援拠点設置促進事業** 8,080千円(うち県費 8,080千円)

- 平成30年12月18日に示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」において、令和4年度中に全市町での設置が目標とされた「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するため、県のアドバイザーが訪問して、各市町とともに、現状の分析や課題・方向性の検討など実現に向けた支援を行います(例えば、子育て世代包括支援センターとの一体的運用など地域の実情に応じた設置を支援します)。また、先進自治体職員や学識経験者を招聘した研修会を開催し、先進事例の情報提供や専門的な助言を行います。

[実績等]

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
市町等の児童相談担当職員研修参加者数	296	302	370	284	251	人

※平成26年度は市町職員のみ。平成27年度以降は児童養護施設、乳児院等職員を含む。

[財源負担割合] 国1/2 県1/2 (一部県10/10)

[事業負担割合] 国1/2 県1/2 (一部県10/10)

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		家庭的養護推進事業費					区分	一部新規
施策		133	児童虐待の防止と社会的養育の推進					
基本事業		13302	社会的養育の推進					
根拠 (法令等)		児童福祉法 三重県社会的養育推進計画						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		<p>里親やファミリーホームへの委託、入所施設での小規模ケア等により、要保護児童が家庭的な環境で安心して暮らせるようにします。</p> <p>そのため、里親登録者の増加や里親支援の充実、フォスタリング機関の整備に取り組むとともに、児童養護施設等の小規模ケア化に向けた整備等を促進します。</p> <p>さらに、施設職員の人材育成に取り組み、小規模ケア化の促進を図ります。</p>						
事業目標		<p>三重県社会的養育推進計画に基づき、里親・ファミリーホームへの委託の推進や、児童養護施設等における小規模ケア化、地域分散化による要保護児童に対する家庭的ケアを拡充します。</p> <p>里親委託の推進にあたっては、里親制度についての理解を広めるとともに、里親登録者の増加を図るための普及啓発の取組や里親支援の充実を図ります。さらに、包括的な里親養育支援業務の実施体制の構築に向け、フォスタリング機関の整備を推進します。</p> <p>また、児童養護施設等の家庭的養護に向けた施設整備を促進します。</p>						
前年度からの変更点		<p>包括的な里親養育支援業務の実施体制の構築に向けて、フォスタリング機関の整備を推進します。</p> <p>児童養護施設等における小規模化、地域分散化、多機能化、高機能化に向けた取り組みを支援します。</p>						
事業の必要性と期待される効果		<p>すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分を委ねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮される中で養育されるべきです。</p> <p>児童福祉法が改正され、要保護児童においても、里親・ファミリーホームへの委託を優先的に進めつつ、施設養護もできる限り家庭的な環境で生活できるように理念が示されました。家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が行われることにより、児童の成長と自立につながっていきます。</p>						

## 取組詳細

取組概要	要保護児童が里親やファミリーホーム、特別養子縁組により家庭と同じ環境で生活の推進と、より家庭的な環境で暮らせるよう児童養護施設等の環境を充実させます。
取組内容等	

### (1) 児童養護施設等施設整備事業

社会福祉法人が施工する児童福祉施設の整備に要する経費の一部に充てるため補助金を交付します。

### (2) 児童家庭支援センター運営支援事業

児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う児童福祉施設で、①地域の子どもの福祉に関する各般の問題に関する相談・助言、②児童相談所長の委託に基づく指導、③訪問等による要保護児童及び家庭に係る状況把握、④里親支援等を行います。

国において将来的には児童養護施設等に児童家庭支援センターを標準装備とすることが謳われている中、これまで北勢、鈴鹿、中勢、南勢志摩、伊賀の児童相談所管内に1か所ずつ開設され、令和2年度中に紀州児相管内に開設される予定です。

地域の子育て相談の充実を図るため、当事業においてその運営事業費の一部を補助します。

### (3) **【新規】** フォスタリング機関支援事業

54,630千円（うち県費 27,315千円）

里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制の構築のため、令和2年度は6つの児童相談所管内のうち2児童相談所管内においてフォスタリング機関の整備を進めます。

#### ●里親制度の普及啓発とリクルート

里親制度について一般の方々に広く周知を図るため、啓発イベントを開催する。また、里親制度に関する地域の理解を促進し、里親登録数を増加させるため、里親に関心がある方や子育て支援等に関わっている方など地域の方々を対象に、「里親との座談会」を各中学校区等の単位で実施する。

#### ●里親への研修

里親として必要な基礎的知識や技術の習得を行い、その資質の向上を図るため、里親登録希望者を対象に、里親登録のために必要な「里親登録前研修（基礎研修）」を実施する。また、民間ならではの実績やノウハウを活かして、本県で登録中の全里親を対象に、養育力の向上及び意識改革を図るための「里親スキルアップ研修」を開催する。

#### ●里親訪問等支援

児童相談所や里親支援専門相談員と密に連携しながら、受託者がリクルートした里親登録希望者を対象に、インテーク面談（里親制度の事前説明等）・里親登録前研修（基礎研修）の実施、その後、登録に進んだ里親及び支援を希望する里親を対象に、それぞれの家庭状況やニーズ・課題を把握したうえで、個別の支援計画の作成や研修の実施、家庭訪問や電話相談等、切れ目のない支援を行う。

#### (4) 里親委託推進事業

全県下のあるいはフォスタリング機関が整備されていない地域での普及啓発や里親リクルートを進めるため、里親シンポジウムや里親説明会、里親出前講座を引き続き実施します。

施設の里親支援専門相談員との連携により、里親委託児童の養育相談対応や定期的な家庭訪問等を通じ、専門的かつきめ細やかな里親支援を行います。

里親の養育技術の向上や精神的負担の軽減を図るため、フォスタリングチェンジプログラムをスキルアップ研修の1つとして継続実施するとともに、里親同士が定期的に集い相互交流を深める里親サロンを引き続き開催します。

里親や施設の代表者、学識者等で構成する里親委託推進委員会を引き続き開催し、里親委託推進方策について検討を行います。

里親委託中の事故等に備えて里親が加入する「里親賠償責任保険」にかかる保険料を助成します。

#### (5) 家庭的養護体制推進事業

施設（里親支援専門相談員）の活動による施設入所児童の里親委託の促進や委託後の支援の充実を図るための経費の一部を補助します。

#### (6) 児童養護施設等の職員人材確保事業

児童養護施設等に入所している児童については、虐待を受けた児童や障がいのある児童が増えるなど、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、その養護・養育を行う職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があることから、児童養護施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。

#### [実績等]

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	単位
要保護児童における家庭的ケアの実施率	52.4	63.5	73.9	80.3	90.0	%

※要保護児童（乳児院、児童養護施設入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭的ケア（施設での小規模グループケアまたは里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合。

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 または 県 10/10（一部子ども基金充当）

児童養護施設等整備については、国 2/3 県 1/3

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 または 県 10/10

児童養護施設等整備については、国 1/2 県 1/4 実施主体 1/4

[事業開始年度] 平成 19 年度（平成 24 年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替）

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名	家族再生・自立支援事業費					区分	一部新規
施策	133	児童虐待の防止と社会的養育の推進					
基本事業	13302	社会的養育の推進					
根拠 (法令等)	児童福祉法 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算額						
	決算額						
事業の目的	<p>児童養護施設等においては、被虐待児等要保護児童が安全に保護されるとともに、適切な養育環境の中で、家庭復帰や自立に向けた支援が行われる必要があります。</p> <p>こうしたことから、施設職員等の人材育成を図るとともに、児童に対する処遇の向上や身元保証、自立支援資金の貸付や退所者の施設への帰省経費の補助、入所中の児童に退所後の進学や就職について考える機会を提供する等を行い、児童の家庭復帰や自立に向けた支援を行います。</p>						
事業目標	<p>児童養護施設等に入所する児童の家庭復帰をめざすとともに、進学や就職等をめざす児童の自立を支援します。</p>						
前年度からの変更点	<p>施設や里親家庭から自立する子どもたちに対し、施設や企業、NPOが連携、協力した支援体制を整備します。</p>						
事業の必要 性と期待さ れる効果	<p>すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、要保護児童においても、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が行われることが重要なことから、児童養護施設等の職員の人材育成を図り専門性の向上を図る必要があります。また、児童に対する専門的なケアを行える体制の充実により自立支援の充実につなげます。</p>						

## 取組詳細

取組概要	要保護児童の自立や入所児童の家庭復帰等に向け、児童養護施設等施設職員の人材育成に取り組むとともに、最適なプログラムの活用を図ります。また、退所後の生活を考える機会を与えたり、退所児童の身元保証や、措置延長後に支援の必要な人に生活の場の提供などを行います。さらに、施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備します。
取組内容等	

### (1) CAP 児童養護施設プログラム委託事業

児童養護施設に入所している子どもたちが、年齢に応じた互いの人権を理解しあい、必要な自己表現の手段を獲得したり、大人へ適切な支援依頼行動がとれるよう、児童養護施設職員等を対象にCAPプログラム等を実施します。

### (2) 児童福祉施設退所に向けての支援事業

サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ等を使い、当該面接法のノウハウを児童相談所職員等が研修を受け、判定会議にて適応性が判断された後、関係職員が役割分担を行い、家族再生のためのプログラムを策定して実施します。

教育的に対処できるスキルを指導するCSP（コモン・センス・ペアレンティング）等の様々なペアレントトレーニング技術研修を児童相談所職員等が受講し、適応性のある家族に各々の家族状況に合ったプログラムを組み立て、継続的に介入します。

LSW（ライフ・ストーリー・ワーク）について児童養護施設職員が理解を深め、実施できるよう研修を実施し、児童相談所職員との協議の上、必要な事例を選定し、当該児童の年齢や理解力等を鑑みて計画的に実施します。

### (3) 児童養護施設家族再生支援事業

虐待防止拠点として整備した親子生活訓練室を要支援家庭が家族再生を行うための生活訓練の場として提供し、子育て支援協力員等をあてることにより、子育てに必要な一連の生活能力を身につけ、正しい知識と愛情を持って子育てを行えるよう支援します。

### (4) 施設退所児身元保証補助事業

施設退所児（者）が就職等に際して、アパート等を賃借する場合等に施設長等が身元保証人になった場合、施設長が支払う損害保険料に対して補助します。

### (5) 未成年後見人支援事業

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、弁護士等、未成年後見人を引き受けられる適切な方を選定し、家庭裁判所の後見人選任を受けた上で、当該後見人に報酬を支払います。

### (6) 施設等退所者自立支援事業

施設等を退所した者が、お盆や正月などの時期に実家代わりである施設等へ帰省し、またその時に、入所児との異年齢交流を行い、入所児の夢や希望を醸成することを目的として、退所者が施設等へ帰省した際の宿泊等に要した経費の一部を補助します。

また、措置延長後に児童養護施設等を退所しなくならなかった者のうち、引き続き支援の必

要性が高い者等に対して、児童養護施設等で生活の場を確保し、個々の状況に応じて必要な支援を実施し、将来の自立に結び付けていきます。

**(7)【新規】施設・里親家庭から巣立っていく子どもたちの自立応援事業**

30,092千円（うち県費 15,046千円）

児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは原則、高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっていることから、施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備します。

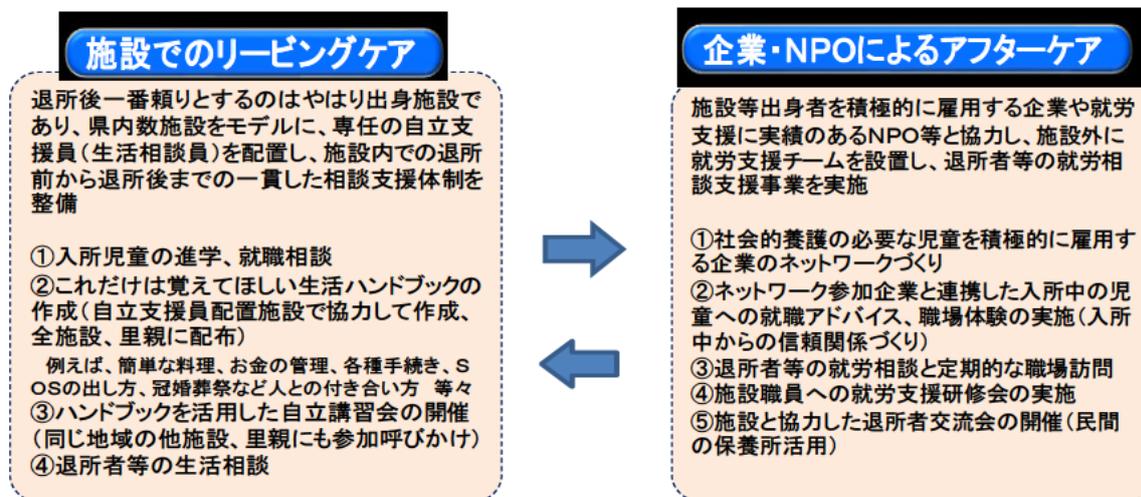
**●施設でのリービングケア**

退所後一番頼りとするのは出身施設ですが、現在は自立支援専任の職員が配置されておらず、十分な支援ができていない状況です。また、担当職員の退職や配置換え、同時期に生活した児童の退所などにより、出身施設とのつながりが途絶えてしまいます。

県内3施設（北勢・中勢・南勢）をモデルに、専任の自立支援員（生活相談員）を配置する施設へ補助し、退所前から退所後までの一貫した相談支援体制を整備します。

**●企業・NPOによるアフターケア**

積極的に雇用する企業や就労支援に実績のあるNPO等と連携し、入所中からの就職アドバイスや職場体験の実施、職場訪問によるアウトリーチによる相談支援など、施設退所者等に対する就労相談支援事業を実施することで、離職により生活困窮に陥ることなく安定した生活ができる状態をめざします。また、将来的に、就労相談支援事業をNPO・企業が協力して協賛金や寄附により継続して実施できる体制づくりを進めます。



**[実績等]**

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
親子生活訓練室（家族再生支援）利用家族数	10	13	7	15	14	家族

[財源負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業開始年度] 平成19年度（平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替）

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		医療支援事業費（子ども心身発達医療センター特別会計）					区分	一部新規
施策		233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実					
基本事業		23304	発達支援が必要な子どもへの支援					
根拠 (法令等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法</li> <li>・発達障害者支援法</li> <li>・三重県立子ども心身発達医療センター条例</li> </ul>						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		<p>子ども心身発達医療センターの専門的な診療機能等を活用した医療支援事業を実施し、市町や地域の医療機関、福祉施設等への支援を行います。</p> <p>また、聴覚障がい児を対象とした「難聴児支援センター」を設置し、難聴児支援を行うとともに、地域における早期発見、療育を支援します。</p>						
事業目標		<p>入退院時等に実施する家庭訪問指導事業の実施、発達支援が必要な子どもに関する情報提供・啓発事業の実施、遠隔地におけるサテライト外来診療の実施等の取組を行い、肢体不自由児、発達障がい児等とその家族、地域の関係機関等を支援します。</p> <p>難聴児支援センターにおいて、聴覚障がい児やその保護者に対する相談対応や早期療育を行うとともに、地域の関係機関への支援を行います。</p>						
前年度からの 変更点		<p>地域における発達障がいの診断待機を解消するため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援やネットワークの構築等を行います。</p>						
事業の必要性 と期待される 効果		<p>肢体不自由児および発達障がい児等を対象とした県内唯一の医療型障害児入所施設として、その専門性を活用した、発達支援が必要な子どもに関する情報の提供、技術支援・助言等の医療支援事業を実施することにより、地域における途切れのない発達支援体制の整備が進展します。</p> <p>聴覚障がい児の早期発見・支援のため、難聴児支援センターが関係機関と連携し、地域における支援体制づくりを推進していきます。</p>						

取組概要	入退院時に実施する家庭訪問指導事業の実施、発達支援が必要な子どもに係る情報提供・啓発の実施、遠隔地におけるサテライト外来診療の実施等の取組を行い、発達支援が必要な子どもやその家族、関係機関等への支援を行います。
取組内容等	

**医療支援事業費**

**(1) 医療支援事業**

入退院時の専門スタッフによる家庭、学校、施設等への訪問と関係者への指導（家庭訪問指導事業）、発達支援が必要な子どもに関する啓発イベント等の開催、発達障がい等に関する電話相談窓口の開設、紀南地域（尾鷲総合病院）でのサテライト外来診療の実施等を行います。

**(2) 発達障がい児への支援事業**

①人材育成事業

発達障がい児等に対して成長段階に応じた途切れのない支援を行うため、市町の職員を子ども心身発達医療センターに1年間受け入れ、研修後市町の総合支援窓口で地域の核となる人材（みえ発達障がい支援システムアドバイザー）を育成します。

②CLM普及啓発推進事業

発達障がい児等に対する早期支援を図るための支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所や幼稚園等への導入を促進するため、研修会や実践報告会の開催等の取組を行います。

**(3) 地域療育支援事業**

肢体不自由児に対する地域における支援体制の整備をめざして、地域の療育機関等にセンター職員が巡回して技術指導、助言を行うとともに、遠隔地域での肢体不自由児に対する巡回療育相談を市町と協働して実施します。

**(4) 聴覚障がい児早期発見療育推進事業**

難聴児支援センターにおいて、聴覚障がい児やその保護者に対する相談対応や早期療育を行うとともに、地域の関係機関への支援を行います。

**(5) 【新規】発達障がい児地域診療ネットワーク構築事業 5,812千円（うち県費2,907千円）**

地域における発達障がいの診断待機を解消するために、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援やネットワークの構築等を行うことで、発達障がい児の早期診断を可能とする推進体制を構築します。また、初診待機期間中の症状の重篤化の防止のため、初診待機中の発達障がい児にかかるアセスメントの強化を図り、地域の療育機関や「CLMと個別の指導計画」を導入する保育所等との連携を深めます。

**●発達障がいを診察する小児科医等の養成と地域診療ネットワーク構築**

県小児科医会と協働して、県内の小児科医師を対象とした連続講座を開催するなど、地域での初診受付が可能となるよう技術的な支援を行います。また、地域で診療を行う医療機関の情報を収集し、受診を希望する患児・家族に情報提供を行うほか、医療機関間や医療機関と市町の発達支援窓口、療育機関等とのネットワークの構築をすすめます。

**●初診待機中のアセスメントの強化と早期発見・早期支援体制との連携の充実**

初診待機期間中の患児・家族に対し、発達障がい医療コーディネーターが中心となって、家庭や保育所等の生活において困っていることなどの聴き取りを行い、早期対応が必要な場合は、セン

ターでの対応のほか、必要に応じ、市町の発達支援窓口や地域の療育機関の紹介や、地域のみえ発達障がい支援システムアドバイザーを通じ、保育所等に対して「CLMと個別の指導計画」の導入による支援を働きかけます。

<初診待機解消のため地域医療機関との連携が必要>

対策1 「地域で初診診察を行う医師を養成する」

- 県小児科医会と協働して、地域の小児科医を対象とした連続講座を開催する。
- 地域の小児科医が、センターの診療等に陪席し、実地研修を行う。
- センターの医師等が地域に出向き、指導・助言を行う。

対策2 「地域の診療機能情報を発信し、医療機関等を紹介する」

- 地域で診療を行う医療機関の情報を収集し、県ホームページで周知を図る。
- 地域で受診を希望する患児・家族に地域の医療機関等を紹介する。

対策3 「地域の診療機関等をネットワークで結ぶ」

- 地域において診療に関わる診療機関等のネットワークを構築する。
- 医療機関と市町発達総合支援部門、療育機関等との情報共有等を支援する。

<初診待機期間中の症状の重篤化の防止>

- 初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関を紹介する。

<診察・診断がゴールではない>

- 診断により明らかになった「障がい特性」に対応した「適切な療育」の実施が必要
- 地域における早期発見・早期支援体制との連携が有効

既存事業

みえ発達障がい支援システムアドバイザーとの協働

- 市町の発達支援窓口との連携による地域における総合支援サービス

「CLMと個別の指導計画」による保育所等での支援

- 保育所等で適切な対応を行い、二次障がい等の防止につなげる。

発達障がい医療コーディネーターが調整

総合調整を行う

[財源負担割合] 県 10/10 一部国 1/2 県 1/2

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 昭和 60 年度

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 地域福祉課

事業概要

細事業名		相談支援包括化推進員等養成事業費					区分	新規	
施策		131	地域福祉の推進						
基本事業		13102	生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり						
根拠 (法令等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法（平成30年4月施行）</li> <li>・三重県地域福祉支援計画（仮称）（令和2年度施行予定）</li> </ul>							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		各市町において、福祉、介護、医療保健に限らないさまざまな地域生活課題を全体的にとらえ、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の整備を推進するために必要な人員の養成、及び複合化・複雑化した課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の養成を行います。							
事業目標		各市町において総合的な相談支援体制の整備を推進するために必要な人員等が確保できるよう、市町と連携し、相談支援包括化推進員等の養成を実施します。（必要養成数：120名程度）							
前年度からの変更点									
事業の必要性と期待される効果		<p>個人や世帯が複数の課題を抱え、複雑に問題が絡み合い、一つの側面からだけでは対応できないケースが見られるようになってきています。また、経済的な困窮に起因して地域とつながれず社会から孤立状態となっている場合があり、こうしたつながりから排除された人や世帯の課題が「制度の狭間」の問題として顕著化しています。このほか、いわゆる8050問題やダブルケア問題などが取り上げられるようになってきています。このような課題を一つの側面から捉えるのではなく全体的にとらえ、公的支援だけでなく、<u>地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりが求められています。</u></p> <p><u>県の役割として</u>各市町において包括的に受け止める総合的な相談支援体制が整備されるよう、各市町の取組を後押しし、支援していくことで、県内全域で地域福祉がより一層推進されることが期待できます。</p>							

## 取組詳細

取組概要	各市町と連携し、相談支援包括化推進員養成講座等を開催することで、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の整備や、支援体制の質の向上、先進事例の横展開を図ることで、地域福祉の推進を支援します。
取組内容等	

事業費 4,031 千円（うち県費 1,008 千円）

各市町において包括的に受け止める総合的な相談支援体制が整備されるよう、取組の後押し・支援をするため、市町職員、市町社会福祉協議会職員等を対象に、相談支援包括化推進員養成講座等を開催します。（※ ヒアリング等を実施し、市町の取組状況、要望に応じた研修を設定します。）

### 1. 相談支援包括化推進員養成講座

#### (1) 相談支援包括化推進員養成研修

- 相談支援包括化推進員の役割や包括的に受け止める総合的な相談支援体制、ネットワーク整備の取組等について研修を行うことで、相談支援包括化推進員の養成に向けた支援を行います。（各回 60 名程度 2 回実施）（養成者 120 名程度）
- 各相談支援機関の業務内容の理解、課題の把握方法、支援プランの作成方法、引きこもり等へのアプローチ技法等、具体的なテーマを設定した研修を行うことで、実践力向上のための支援を行います。（各回 30 名程度 6 回実施）

（受講対象）

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）…支援を必要とする人に対し、安否確認や見守、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う専門職。
- 相談支援事業従事者（サービス提供事業所）…自立支援相談機関（困窮）、地域包括支援センター（介護）、相談支援事業所（障がい）等
- 市町職員、市町社会福祉協議会職員 等

#### (2) 相談支援包括化推進員等指導者研修

- 困難事例等の意見交換を実施することで、解決に向けた取組に反映できるよう支援を行います。

（受講対象）

- 相談支援包括化推進員…各制度ごとの相談支援機関を円滑にコーディネートし、包括的な支援体制づくり、運用を行う者

※（1）、（2）とも、市町で必要とする研修や受講させたい者を判断し参加していただきます。

### 2. 地域別会議・課題別研修

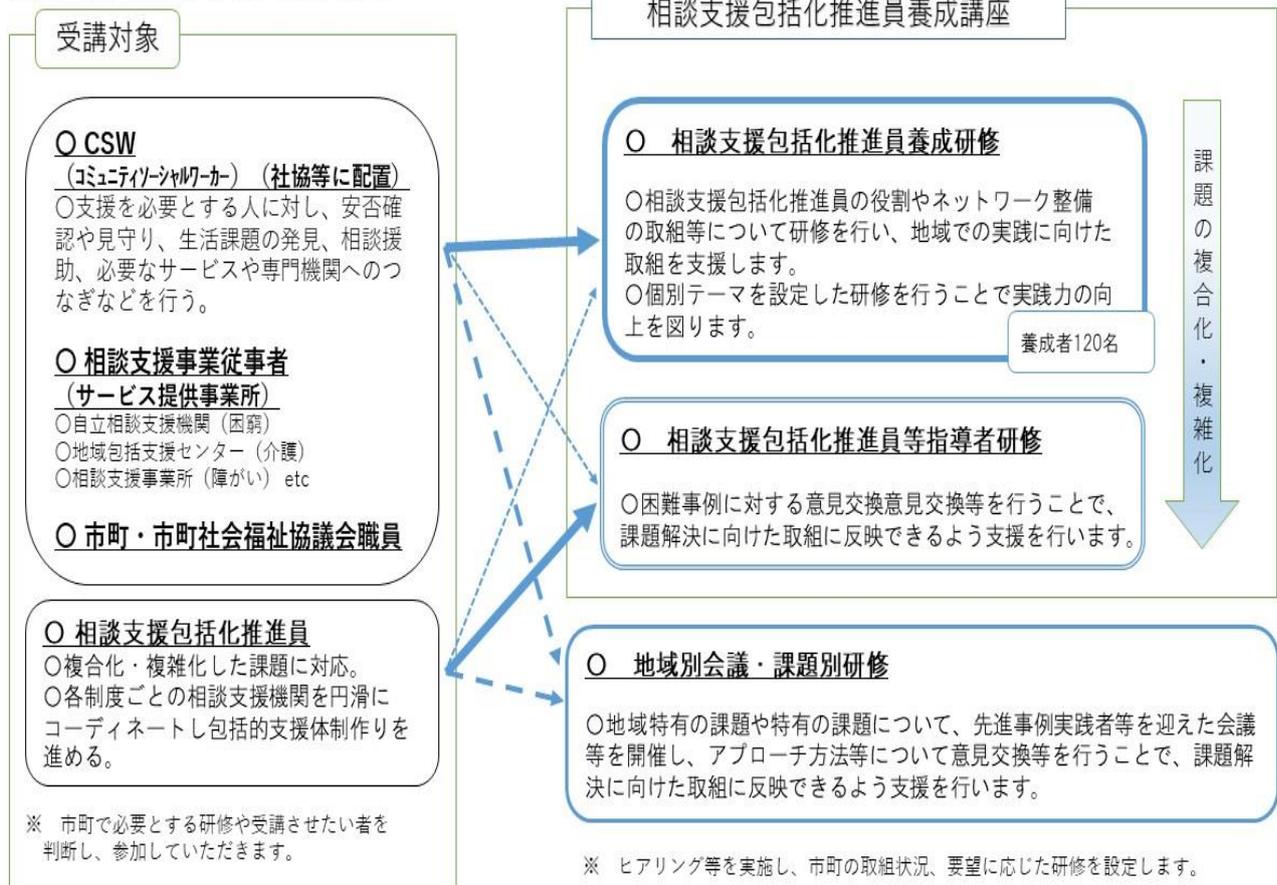
- 地域特有の課題について、先進事例実践者等を迎えた会議等を開催し、アプローチ方法等について意見交換等を行うことで、地域での取組に反映できるよう支援を行います。
- 特有の課題について、先進事例実践者を迎えた会議等を開催し、地域に不足する新たなサービスや社会資源の創出の検討方策等について意見交換を行うことで、課題解決に向けた取組に反映できるよう支援を行います。

[財源負担割合] 国 3/4 県 1/4 [事業負担割合] 国 3/4 県 1/4

[実施主体] 県

[事業開始年度] 令和 2 年度

相談支援包括化推進員等養成事業



令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		不妊相談・治療支援事業費					区分	一部新規
施策		232	結婚・妊娠・出産の支援					
基本事業		23203	不妊に悩む家族への支援					
根拠 (法令等)		母子保健等医療対策等支援事業実施要綱						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援します。						
事業目標		不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられることをめざします。また、働きながら不妊治療を受ける人が増加していることから、仕事と不妊治療の両立支援のための取組を進めます。あわせて小児、思春期・若年がん患者が、将来子どもを生み育てることを望んだ場合に、経済的な理由であきらめることなく希望をかなえられることをめざします。						
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果		<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、人工授精や不育症についても、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられているとともに、精神的にも不安を抱えています。</p> <p>そこで、特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療、不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門相談により精神的な負担を軽減する必要があります。さらに、所得の少ない夫婦については、特に重点的な支援が必要です。これらの支援により、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになります。</p> <p>また、共働き夫婦が増えるなか、働きながら不妊治療を受ける人は増加傾向にあります。しかしながら、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、仕事と不妊治療の両立ができず、離職する場合も多く、企業に対して不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けやすい環境づくりの推進が必要です。</p>						

小児、思春期・若年がん患者の場合、将来の妊娠の可能性を残すために、がん治療前に未受精卵、卵巣組織、精子又は胚（受精卵）等を凍結保存する妊孕性（生殖機能）温存治療が可能になっていますが、これらの治療は保険適用外であるため、経済的な理由から治療を諦めざるを得ない方もいます。若年がん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、妊孕性温存治療費用について助成を行う必要があります。

## 取組詳細

取組概要	<p>不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。</p> <p>特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、上乗せ助成、2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、不育症治療等に対する助成及び人工授精に対する助成を実施した市町に対して、費用の一部を補助します。</p> <p>仕事と不妊治療の両立支援に向けて、企業に対し、不妊治療への理解を深めるためのセミナーや相談会を開催するとともに当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療が受けやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、生殖機能が低下する又は失う恐れのあるがん治療を受けるにあたって、がん治療開始前に妊孕性温存治療を受けた小児、思春期・若年がん患者に対して、費用の一部を助成します</p>
取組内容等	

### （1）特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療、男性不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。このため、特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援します。

#### 【助成要件】

- ・実施主体：県
- ・対象治療：体外受精、顕微授精、男性不妊治療
- ・対象者：県内に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：特定不妊治療 上限15万円（一部7.5万円）（初回のみ上限30万円）  
男性不妊治療 上限15万円（初回のみ上限30万円）
- ・助成回数
 

初めて受けた助成に係る治療期間の初日において、妻の年齢が40歳未満のとき通算6回まで。  
40歳以上43歳未満のとき通算3回まで。治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の治療は助成対象外。
- ・所得制限：夫婦合算所得730万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

## (2) 特定不妊治療費助成金上乗せ事業

所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、特定不妊治療費助成金の上乗せ助成を行います。

### 【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：体外受精、顕微授精
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：上限10万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数

初めて受けた助成に係る治療期間の初日において、妻の年齢が40歳未満のとき通算6回まで。

40歳以上43歳未満のとき通算3回まで。治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の治療は助成対象外。

- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

## (3) 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

国の制度改正に伴い、平成26年度から助成上限回数が減少しました。このことの根拠は、妊娠の確率が累積6回程度までは増加するが、その後はほとんど増加しないことによります。しかし、特定不妊治療費助成を受けて1人目を出産した夫婦が、2人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられない恐れがあり、特に所得の少ない夫婦がこのことで2人目を断念するおそれがあります。このため、夫婦合算所得400万円未満の夫婦に限り、2人目以降の特定不妊治療に対して、通算8回まで助成することにより支援を行います。

### 【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：体外受精、顕微授精
- ・対象者：平成26年度以降に新規に特定不妊治療を開始し、1人以上の実子がいる夫婦のうち、特定不妊治療費助成事業の助成が終了した夫婦
- ・助成額：上限15万円（一部7.5万円）（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：特定不妊治療費助成を受けた回数と合算して通算8回まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

## (4) 不育症治療費等助成事業

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

### 【助成要件】

- ・実施主体：市町

- ・対象治療：保険適用外の不育症治療費および検査費
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額5万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：1年度あたり1回まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

#### （5）一般不妊治療費助成事業

人工授精は保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、不妊に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられています。一部の市町では、人工授精にかかる費用への助成を行っていることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

##### 【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：人工授精（保険適用外）
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額1万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：1年度あたり1回まで、通算5年まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

#### （6）がん患者の妊孕性温存治療費助成事業

生殖機能が低下する又は失う恐れのあるがん治療を受けるにあたって、がん治療開始前に妊孕性温存治療を受けた小児、思春期・若年がん患者に対して、費用の一部を助成します。

- ・実施主体：県
- ・対象治療：精子、卵子、卵巣組織等の採取、凍結保存等にかかる保険適用外経費
- ・対象者：県内に住所を有する40歳未満の者
- ・助成額：上限額 男性3万円、女性25万円
- ・助成回数：一人1回まで

#### （7）不妊専門相談事業

- ・不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行います。

第1・2・4火曜日10:00～16:00 第3火曜日 10:00～20:00

※第5火曜日・祝日・年末年始除く

- ・不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、有識者による講演会等を開催します。

不妊に関する講演会 1回

(8) 【新規】不妊治療と仕事との両立支援

1,010千円（うち県費 1,010千円）

- ・働きながら不妊治療を受けている方が増加しているなか、不妊治療と仕事との両立に向けた支援が必要と考え、実態を把握するため令和元年度に当事者へのアンケート調査を実施し、913件の回答を得ました。
- ・アンケート結果から現在就労している人のうち「仕事と治療の両立を難しいと感じている(65.7%)」、治療に専念するため仕事をやめた人のうち「仕事と治療の両立は難しいと感じた(87.9%)」となっており、全体の69.4%が両立を難しいと感じています。(感じていました。)  
また、「職場では、不妊治療をサポートする制度はありますか」の問いに対して、「ない(64.1%)」「わからない(15.7%)」でした。  
さらに、「職場においてどのようなサポート制度が必要だと思いますか(複数回答可)」の問いに対して、「柔軟な勤務体系(77.8%)」「休暇制度(63.0%)」「助成金制度(52.6%)」の回答でした。さらに自由記載にも約40%の方が回答をしており、上司・同僚の理解を求める内容が21.3%ありました。
- ・この結果を踏まえ、仕事と不妊治療の両立にむけて以下のような取組を進めていきます。

(企業への啓発・制度設計への支援)

企業に制度を導入してもらうためには、まず不妊治療そのものへの正しい理解が不可欠であるため、不妊治療への理解を広める(深める)とともに、企業側・労働者側の先進事例の紹介や企業からの声を収集し、各企業が参加しやすい形での地区別・業種別企業向けセミナー・相談会を開催します。相談会では、社会保険労務士がフレックスタイム制度や休暇制度など不妊治療を受けやすい制度の整備や企業内支援制度導入に向けての支援を行うとともに、労務担当者等に対して不妊治療についての知識を深めてもらうため、不妊専門相談支援員による治療についての専門相談も行います。

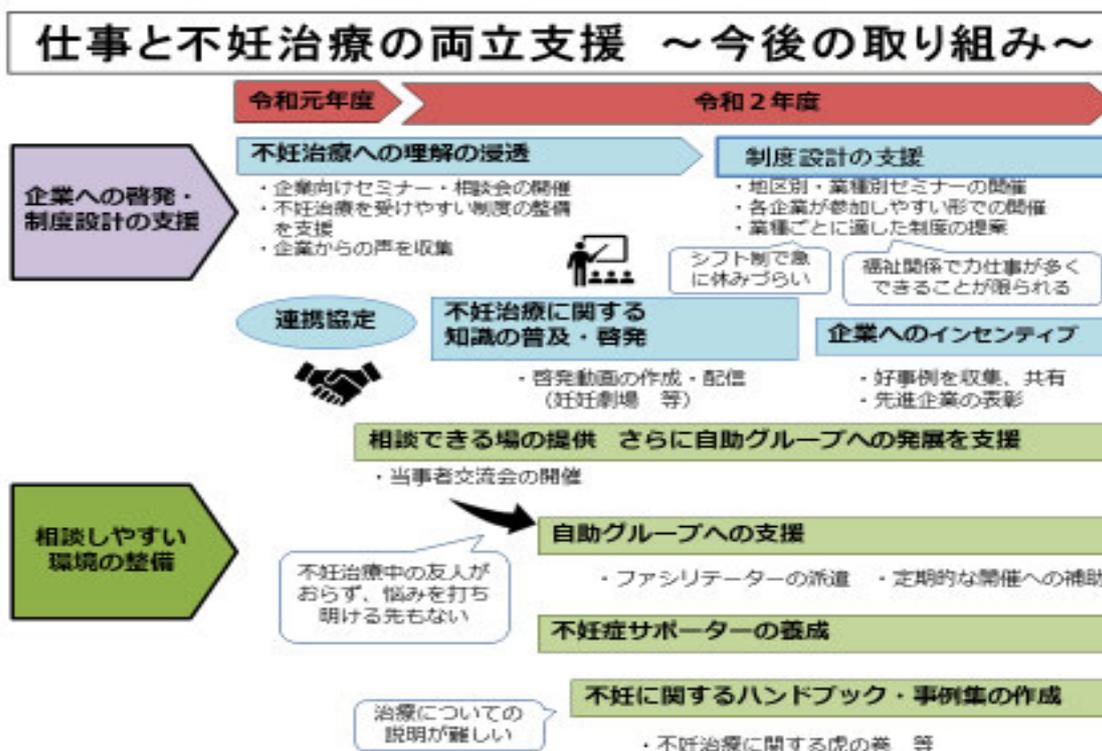
さらに相談会において企業内支援制度導入に意欲的な企業に対しては、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、両立支援のための制度導入に対して必要な就業規則改定の検討等の制度設計に向けた支援を行います。また、それらの企業については、セミナー等の機会を通じて、好事例として事例集にまとめ、積極的に紹介するとともにホームページなどにより広く周知していきます。

(相談しやすい環境の整備)

「不妊治療について相談できる場所はありますか」の問いに対して、「ない(25.1%)」「どこにすればいいかわからない(20.1%)」であり、自由記入欄においても、精神面のサポートも必要という意見もあったため当事者交流会を開催し、相談できる場を提供するとともに、不妊症サポーターを養成し、自助グループによるピアサポートへ発展させられるよう支援します。

企業向けセミナー&相談会	年3回
不妊症サポーター養成講座	年1クール

不妊治療と仕事の両立支援に向けた取組イメージ



[実績等]

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	単位
相談件数	225	248	232	165	114	件
助成件数	2,736	2,708	2,149	2,382	2,342	件

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 (1) (7)  
 県 10/10 (2) (3) (4) (5) (6) (8)

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 少子化対策課

事業概要

細事業名		保育対策総合支援事業費					区分	一部新規	
施策		233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実						
基本事業		23301	幼児教育・保育の充実						
根拠 (法令等)		子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（厚生労働省） 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センター事業を実施することにより、保育士確保に向けた取組を進めます。</li> <li>・医療的ケア児保育支援モデル事業および認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、安心して子育てができる環境の整備を支援し、もって児童福祉の向上を図ります。</li> <li>・家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細やかな保育を受けられるとともに、家庭と連携して児童の処遇向上を図ります。</li> <li>・保育体制強化事業を実施することにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士確保・離職防止を図ります。</li> <li>・保育所等における職場環境を整備するとともに、保育士・保育所支援センターの機能を強化することにより、保育士の確保・定着を図り、待機児童の解消につなげます。</li> </ul>							
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰支援や就労相談、新任保育士元気アップ研修による資質向上と離職防止、トップマネジメント研修による働く職場の環境改善等にかかる事業を実施します。</li> <li>・医療的ケア児の受入れ体制を整えることにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行います。</li> <li>・認可外保育施設における衛生・安全対策を図ります。</li> <li>・日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。</li> <li>・保育体制強化事業を実施する私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。</li> <li>・保育士の就労促進や早期離職防止のための事業を推進することにより、保育人材の確保につなげ、待機児童の解消を図ります。</li> </ul>							

前年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭支援推進保育保育士配置基準改善事業費補助金の廃止</li> </ul>
事業の必要性と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰支援や就労相談、新任保育士元気アップ研修、トップマネジメント研修を実施することにより、保育士の確保、保育士の早期離職防止、職場環境の改善等を図ることができます。</li> <li>・医療的ケア児の受入れ体制を整えることにより、子どもを安心して育てることができる体制が整備され、認可外保育施設における衛生・安全対策を図ることにより、児童福祉が向上されます。</li> <li>・家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細やかな保育を受けることができます。</li> <li>・新規採用の保育士等の資質が向上することにより、質の高い保育の確保を図ることができるとともに、早期離職の防止につながることができます。</li> <li>・保育体制強化事業を実施することにより、保育支援者が周辺業務に従事することで、保育士の業務負担を軽減し、保育士確保・離職防止を図ることができます。</li> <li>・保育所等の自己紹介シート等により各園の情報や保育に関するさまざまな情報が得られるHPを作成し、情報提供することで、就労を促進することが期待できます。</li> </ul> <p>また、事業者側も自園の強みをアピールするとともに、他園との比較の中で働きやすい職場としようとする事業者の意識向上につながることを期待でき、同時に、各保育所等において働き方改革が進められることにより、早期離職の防止につながることを期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30年度に実施した潜在保育士就労等意識調査において、約半数の方が7年未満で離職していること、離職理由が労働条件の不満が多く占めていることが明らかになったことから、保育所における働きやすい環境づくりを進めることで保育士の定着が期待されます。</li> </ul>

#### 取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在保育士の復帰支援のため、専門相談員による就労相談や就労支援を実施します。</li> <li>・新規採用保育を対象として、資質向上と離職防止を目的とする、新任保育士元気アップ研修を実施します。</li> <li>・保育所の経営者・管理者を対象とした人事管理や職場環境改善等ためのマネジメント研修を実施します。</li> <li>・医療的ケア児保育支援モデル事業および認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施する市町に対して補助を行います。</li> <li>・日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。</li> <li>・保育体制強化事業を実施する私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。</li> <li>・保育士・保育所支援センターの機能を強化するため、求人情報、求職情報などに係る詳細な情報や、各保育所等の特色ある取組（特に働きやすさに対する取組）を発信できる環境を整備します。</li> </ul>
------	---

・保育現場における働きやすい職場環境づくりに向けて、ICT等を活用した保育所の働き方の改善を進めていきます。

・働きやすい職場環境づくりを進めている保育所を表彰し、モチベーションを高める取組を行います。

#### 取組内容等

##### (1) 保育士・保育所支援センター事業

- 新任保育士元気アップ研修の実施
- 潜在保育士の復帰支援、専門相談員の配置等による就労相談等
- 保育所等の経営者・管理者を対象としたマネジメント研修

##### (2) 医療的ケア児保育支援モデル事業

保育所等における医療的ケア児を受入れ可能とする体制を整備（看護師等の雇い上げおよび派遣）する市町に対して補助を行います。

##### (3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を行う事業を実施する市町に対して補助を行います。

##### (4) 保育体制強化事業

保育に係る周辺業務に従事する保育支援者を新たに配置した私立保育所等に対して補助を実施する市町に対して補助を行います。

##### (5) 家庭支援推進保育事業（加配保育士）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所において、事業担当保育士の加配を実施するための経費を助成する市町に対して補助を行います。

##### (6) みえの保育所等情報発信事業

令和元年度に保育士・保育所支援センターのウェブサイトを作成し、県内の保育や保育士に関する情報を一元化して掲載しています。保育士に係る研修情報や国からの通知等をいつでも誰でも見られる環境に掲載することで、必要な情報が必要な方に速やかに届く体制を整え、保育士の質の向上につなげます。また、保育施設の自己紹介シートや保育士にかかる求人情報を掲載することで、保育士として就労を希望する方の就労促進や、事業者の意識向上による保育士の就労継続につなげます。

##### **(7) 【新規】令和時代に相応しい保育士の働き方の定着事業 4,753千円（うち県費4,753千円）**

平成30年度に実施した潜在保育士就労等意識調査によれば、退職理由として、労働条件の不満（「賃金」、「残業」、「休暇」等）以外にも、「結婚」（21.7%）、「妊娠・出産・子育て」（23.8%）、「家族の事情（介護・転居等）」（19.4%）といった家庭に関する理由もかなりの割合を占めています。また、保育士に復帰するにあたっての不安要素として、多くの方が「家庭との両立」（41.2%）を挙げています。このほか、「職場の人間関係」（17.4%）を理由として退職している方も一定割合おり、復帰にあたっての不安要素として、「人間関係」（42.7%）に不安を感じている方も多く見受けられます。

保育士経験者の声（三重県潜在保育士就労等意識調査 自由記述欄より抜粋）  
＜労働条件や職場環境の改善に対する意見や要望の一部を抜粋＞

保育士不足が問題になっていますが多くの場合、採用条件として8:00~17:00、早朝、延長保育対応可、土曜出勤可など、結婚、出産後の家庭と両立しなければならない女性にはあきらめざるを得ないことが多いと思います。短時間勤務を増やせば働ける人は増えると思うのですが、現場はイヤがりますよね。担当制など複雑になりますから。保育士を増やすなら働き方から提案して欲しいなと思います。

表面上ではわからない、人間関係の悪い現場が多く、自分に自信をなくし病んで退職しました。子どもと関わることは好きなので、また機会があれば復帰したいとも考えますが、人間関係が改善されない限り、賃金等がよくなったところで、よろこんで戻りたいとはなかなか思えません。

また、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化措置により、保育ニーズは今後益々増えることが想定されることから、保育士確保の取組はさらに重要になってきており、新たに保育士を雇用する取組と同時に、現在就労している保育士の離職防止を図ることが必要です。

そこで、保育士の離職防止を図り、定着につなげていくために、令和元年度は「イクボス」推進のノウハウを活用して、保育所に特化したイクボス普及を「ホイクボス」として推進し、所長や保育士が対話を通じて職場環境の現状と課題を共有し、職場内のコミュニケーションを強化するなど、「働きやすく、風通しのよい職場環境づくり」に取り組みました。

その中で、保育に対する安全安心への関心の高まりとともに、保育士が行う「子ども達への保育業務」以外の業務量は増加し、保育士は早朝から夕方・夜にかけて子どもの保育を行いながら、膨大な事務作業が求められるなど厳しい就労環境にさらされており、保育所の労働環境整備を進めていくためには、保育現場の事務作業の軽減、効率化に取り組む必要性が明らかになりました。

そこで、保育現場の事務作業を、より効果的、効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターを取組に協力してくれる保育所に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、洗い出した事務作業の場面ごとに、外部の有識者や専門家のアドバイスを受けて、ICT等を活用しながら事務作業の改善策や効率化の方策を検討します。検討した方策は取組に協力してくれる保育所でモデル的に実践し、そのプロセスや効果を県内保育施設で共有できるように整理して、全ての保育現場で「保育士の事務作業のプロセス改善」に向けた動きが自発的に進んでいくように支援します。

#### (8) 【新規】保育所表彰事業

県内の保育所で工夫をしながら働き方の改善等を進めている取組を募集し、その取組を紹介するとともに、その工夫等に対して表彰を行います。

[事業負担割合] (1) 国 1/2 県 1/2 (子ども基金充当) (2) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4  
(3) 国 1/3、県 1/3、市町 1/3 (4) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4  
(5) 県 1/2 (子ども基金充当) 市町 1/2 (6) 国 1/2、県 1/2  
(7) 県 10/10 (8) 県 10/10

[実施主体] (1) (6) (7) (8) 県 (2) (3) (4) (5) 市町

[事業開始年度] (1) 平成 25 年度 (2) 平成 29 年度 (3) 平成 25 年度 (4) 平成 31 年度  
(5) 昭和 58 年度 (6) 平成 31 年度 (7) (8) 令和 2 年度

部局名:警察本部

令和2年度当初予算編成に係る  
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

(1)特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	災害警備対策費 (災害応急対策用緊急自動車指定オフロードバイク整備事業)	1
2	交通警察費 (高齢運転者交通事故緊急対策事業)	3

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 警察本部 交通部交通機動隊

事業概要

細事業名		災害警備対策費 (災害応急対策用緊急自動車指定オフロードバイク整備事業)					区分	新規	
施策		112	防災・減災対策を進める体制づくり						
基本事業		11202	災害対策活動体制の充実・強化						
根拠 (法令等)		災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、三重県国土強靱化地域計画							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<p>南海トラフ地震や大雨による災害等（以下「大規模自然災害」と記す。）が発生し、道路にがれき、土砂などが散乱・堆積した場合には、被災現場までパトカー、白バイが到達することができません。</p> <p>そこで、オフロードバイクがあれば、直ちに被災現場に行き、道路や建物の損壊状況を調査し、救出救助部隊を派遣するために通行可能な経路（以下「緊急交通路」と記す。）を早期に把握することができるようになります。</p>							
事業目標		<p>大規模自然災害が発生した場合には、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、緊急交通路の確保に向けて、部隊力・機動力を生かし、各被災地における道路の被災状況等の情報を迅速に収集します。</p>							
前年度からの 変更点									
事業の必要性と期待される効果		<p>大規模自然災害が発生した場合には、道路の崩壊、段差、亀裂、落下物などにより、通常のパトカーや白バイ、緊急自動車の指定を受けていない車両では、情報収集活動等の災害警備活動に制約が生じることが予想されます。</p> <p>そこで、悪路等の走破性能が非常に高く、燃費に優れ持続的な活動を可能にするオフロードバイクに赤色警光灯及びサイレンを装備し、緊急自動車の指定を受けて拠点配備することで、道路の被災状況等を迅速に把握し、緊急交通路の確保、必要な交通規制の実施や部隊の投入を速やかに行うことができます。</p>							

## 取組詳細

取組概要	赤色警光灯及びサイレンを装備したオフロードバイクを県内各地に配備し、大規模自然災害が発生した場合には、各被災地における道路の被災状況等の情報を迅速に収集するとともに、緊急交通路の確保に向けた活動を強力にサポートします。
取組内容等	

### ● 災害応急対策用緊急自動車指定オフロードバイク整備事業 5,490 千円

現在、交通部交通機動隊において、オフロードバイク6台を保有・運用しているが、6台とも、赤色警光灯及びサイレンを装備しておらず、緊急自動車の指定を受けていません。

現状では、オフロードバイクにより編成可能なのは、交通機動隊本隊の3組（6台）であるが、緊急自動車の指定を受けていないことや三重県が南北に長い県土であることに鑑み、情報収集に遅れが生じることが懸念されます。

こうした事情から、オフロードバイクを8台増強して合計14台とし、全て緊急自動車の指定を受けるとともに、交通機動隊本隊、四日市分駐所、伊勢分駐所及び尾鷲警察署に複数台配備し、災害発生時においては、オフロード部隊により、道路の被災状況等を迅速に把握し、緊急交通路の確保、必要な交通規制の実施や部隊の投入を速やかに行います。

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 警察本部 交通部交通企画課

事業概要

細事業名		交通警察費（高齢運転者交通事故緊急対策事業）					区分	新規	
施策		142	交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまち						
基本事業		14201	交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進						
根拠（法令等）		第10次三重県交通安全計画							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		70歳以上の高齢運転者を対象とした参加、体験、実践型のセミナーを開催し、自動車教習所指導員による安全確認の不十分な点や運転の癖の気付き、身体機能の低下による操作不適等の個々具体的な指導・助言、安全運転サポート車（以下「サポカー」と記す。）の試乗体験等によるサポカーへの乗り換えの促進等により、運転に不安を覚える高齢運転者を支援し、交通事故を抑止します。							
事業目標		交通事故死者数について「第10次三重県交通安全計画」に掲げる「令和2年までに55人以下」の目標達成を目指します。							
前年度からの変更点									
事業の必要性と期待される効果		<p>県内の高齢者免許人口（60歳以上）は増加傾向で推移しており、平成30年末では免許人口全体の25.7%（約32万人）を占めている。また、70歳以上では免許人口の16.4%（約20万人）を占めています。</p> <p>全国的に高齢運転者による社会的反響の大きい交通事故が発生しており、今後、本県でも、さらに高齢化が進み高齢運転者の増加が予想されます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、高齢運転者による交通事故の発生に歯止めをかけるため、高齢運転者の安全運転意識の一層の向上を促し、高齢運転者の交通事故再発防止を図るとともに、高齢運転者が第1当事者となる交通人身事故を減少させることで、総事故件数を抑制し、また、運転に不安を感じる高齢運転者に対し、サポカーの効果を体験させ、同車への乗り換えが進むことにより、高齢運転者による交通事故の減少が見込まれます。</p>							

## 取組詳細

取組概要	1年間で四輪自動車を運転して第1当事者となる人身事故及び3回以上の交通事故の当事者となった70歳以上の高齢運転者などを重点対象者として参加者を募り、県内の全指定自動車教習所(校)において、1校につき高齢運転者20名(合計420名)を対象に参加・体験・実践型のセミナーを実施するとともに、サポカーの試乗体験を行います。
取組内容等	

### ● 高齢運転者交通事故緊急対策事業(参加・体験型セミナー) 3,350千円

高齢運転者対策として、70歳以上の高齢運転者(過去1年間で3回以上の交通事故を起こした者)を警察官が訪問し、事故内容を踏まえた指導、加齢に伴う身体機能の低下の説明、運転免許証自主返納制度の説明などの個別指導を実施しており、自主返納に至った事例もあるが、対象者からは「事故は不注意によるもので、加齢とは関係ない。」などの意見も多く聞かれ、このような方には個別指導に加え、自身の身体の衰えや運動能力を知り得ることができる参加・体験・実践型の講習会の機会を与え、自身の運転能力を自覚してもらうことが必要です。

全国では、高齢運転者による社会的反響の大きい交通事故が相次いで発生し、社会的な問題となっています。こうした中、政府は、本年6月、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、重点的に取り組むべき施策の一つとして「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」が示され、サポカーの普及推進や運転に不安を覚える高齢者等の支援などの具体策が盛り込まれたところです。

こうした状況を踏まえ、高齢運転者の交通事故再発防止を図るため、県内の指定自動車教習所においてセミナーを開催し、1年間で四輪自動車を運転中に第1当事者となる人身事故を起こしたり、3回以上の事故を起こした70歳以上の高齢運転者などを重点対象として、日常の運転に関する自己評価後、教習車を本人が運転して同乗する指導員が直接指導を行い、自己評価と客観評価を対比して、加齢に伴う運転技能の低下に気付かせる「より実践的な教育」を行います。

加えて、日本自動車販売協会連合会三重県支部等関係団体と連携して、セミナー会場において、日々進化する交通事故防止に関する先進技術に実際に触れてもらうため、サポカー試乗体験を行います。

部局名：防災対策部

令和2年度当初予算編成に係る  
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

(1) 特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	避難行動促進事業費	1
2	「みえ防災・減災センター」事業費	5
3	職員防災人材育成事業費	10
4	消防行政事業指導費	13

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 災害対策課

事業概要

細事業名		避難行動促進事業費					区分	新規	
施策		111	災害から地域を守る自助・共助の推進						
基本事業		11102	県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供						
根拠 (法令等)		三重県防災・減災対策行動計画							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		台風や集中豪雨など大規模な風水害の発生に備え、SNSやAI技術を活用し、これまで以上に有効な防災情報の提供や、住民が家族や関係者からの呼びかけに応じて事前に避難できるように取り組み、地域住民の安全性の向上を図ります。							
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民がお住まいの地域に応じた情報を取得できることで、より適切な避難行動を促進します。</li> <li>・これまでの情報収集に加え、発災中の地域の「生（なま）」の情報を県や市町の災害対策本部に届ける仕組みを加えることで、災害対策活動を効果的に進め、被災者の軽減を図ります。</li> </ul>							
前年度からの変更点									
事業の必要性と期待される効果		<p>(1) AIスピーカーを活用した避難行動の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月豪雨や今年の台風第19号で亡くなられた方の約7割が60歳以上の方でした。被災地での調査では、「高齢の方は若い方に比べて災害時に避難する意識が低い」という結果が出ており、長らく被災の経験がないことから「正常化のバイアス」が生じて、避難行動に結びつかなかったとの話もありました。</li> <li>・被災地へのアンケートでは、31.8%の方が家族等からの呼びかけが避難のきっかけとなる結果があり、一人暮らしの高齢者に対して地域の共助による呼びかけが期待されますが、地域コミュニティが機能していない地域では、逃げ遅れにつながるケースが懸念されます。</li> <li>・このような中、令和元年9月に国、伊勢市、LINE社等と連携し、AIスピーカーを活用した高齢者等の避難行動の呼びかけに関する実証訓練を実施したところ、アンケート結果は次のとおりでした。</li> </ul>							

- 「家族と防災についてコミュニケーションがとれた」と5割の参加者が回答。
- 「AIスピーカーから得た情報が避難行動に役立った」と4割の参加者が回答。
- 「SNSによる呼びかけが離れている家族の避難行動を促せた」と4割の参加者が回答。

・今回の実証訓練は利用者や期間を限定したものであり、今後、複数の市町と連携し、事業規模・期間を拡大し、実際の災害時に活用することで成果の向上が期待できます。

・県民意識調査によると、「防災みえ」のLINEと友だち登録している方のうち約4割が60歳以上の方です。これまで、一人暮らしの高齢者の避難促進は地域の共助が中心でしたが、今回新たに、離れた家族からのSNSやAI技術を活用した避難促進の取組、いわゆる「e-助」にチャレンジすることで、Society5.0に対応した避難行動促進につなげていく必要があります。

#### (2) SNS・AI技術を活用したマッピング情報収集

・平成30年7月豪雨災害の検証において、119番で消防本部に寄せられた「越水」などの現場からの重要な情報が県に伝わらなかった事例があり、こうした情報を県が収集でき、住民に伝えることができているならば、避難につなげられたとの指摘がありました。

・このような中、上記の実証訓練の一環として、水防団等から現場情報を提供いただき、その情報をAIが自動でマッピングし、災害対策本部で活用する取組を実施したところ、アンケート結果は次のとおりでした。

- 「防災情報や河川情報が避難行動の検討につながった」と8割の参加者が回答。

- 「実際の災害時に現場から情報提供することは可能」と7割の参加者が回答。

・また、台風第19号接近時に、実際にSNS・AI技術を活用してマッピングによる情報収集を行ったところ、浸水状況などが画像付きで確認でき、災害対策本部活動に活用できました。

・今後、複数の市町と連携し、消防団や関係機関等と情報収集を行い、事業規模・期間を拡大することで、成果の向上が期待できます。

### 取組詳細

#### 取組概要

##### (1) AIスピーカーを活用した避難行動の呼びかけ

・離れて暮らす高齢の家族への避難の呼びかけなどを、AIスピーカーによって支援することで、家族間の避難呼びかけを促進し、避難行動につなげます。

・高齢者を含む県民がAIスピーカーでお住まいの地域に応じた情報を取得できることにより、避難行動の促進を図ります。

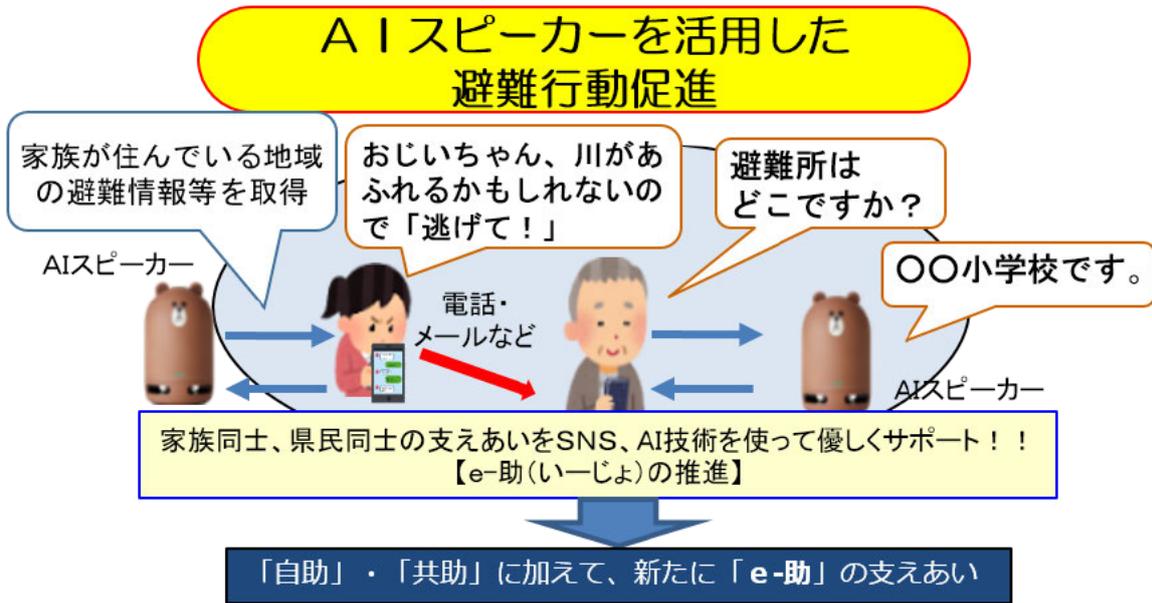
##### (2) SNS・AI技術を活用したマッピング情報収集

・水防団や河川巡視者から、被害情報等を写真付きで提供いただき、その情報をAIが地図上にマッピングします。県や市の災害対策本部で被害が可視化されることから、効果的な避難の呼びかけや災害対応につなげていきます。

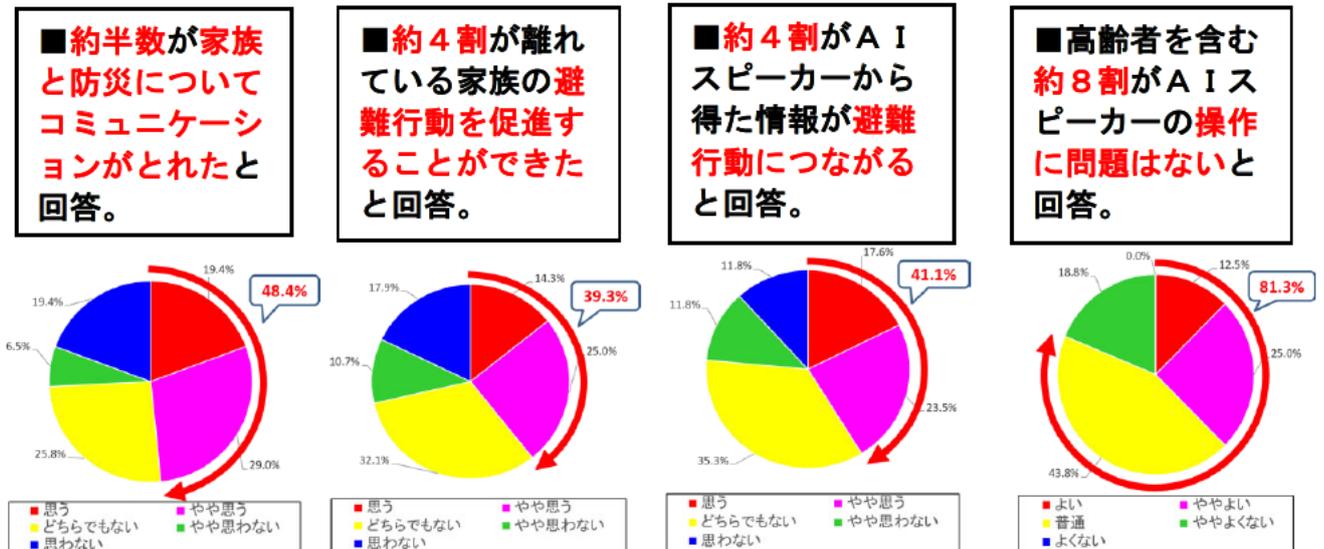
A I 技術等を活用した情報提供および情報収集 25,000 千円 (25,000 千円)

(1) A I スピーカーを活用した避難行動の呼びかけ

- ・ A I スピーカーに問いかけると、お住まいの地域に避難情報（避難勧告等）が発令されているか、近くの避難所はどこか等を回答するようシステムを開発します。高齢者を含む県民が、自ら避難行動するための防災情報や避難に関する情報を A I スピーカーから取得すること、およびスマートフォン等の操作が苦手な高齢者等に対して、家族が A I スピーカーから得た情報を伝えるなど、家族間の避難の呼びかけを音声情報により支援することで、県民の避難行動促進を図ります。
- ・ チラシや L I N E、ツイッター、HP 等での啓発、市町と連携した住民への呼びかけ等によって、高齢者やその家族をはじめとした県民に利用を働きかけ、高齢者等の避難行動の促進を図ります。
- ・ 併せて、家族間の避難呼びかけや防災に関する家族コミュニケーションの促進も啓発し、家族間での避難の呼びかけを促進します。



《実証訓練の結果（アンケートより）》



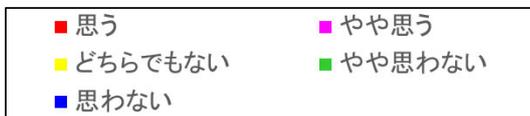
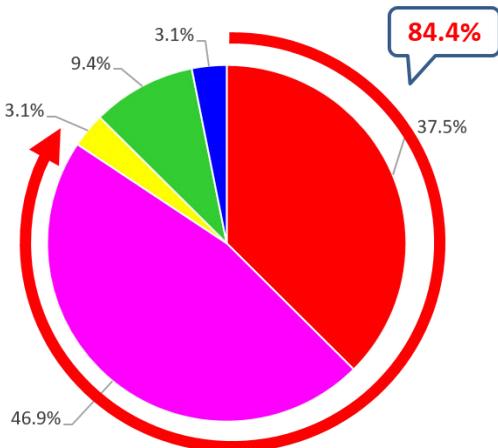
(2) SNS・AI技術を活用したマッピング情報収集

- ・水防団や河川巡視者からLINEを通じて提供された被害情報を、AI技術を活用して地図上にマッピングするシステムを開発し、県や市町の災害対策本部でリアルタイムに現場情報を確認します。
- ・県や市の災害対策本部で、得られた現場情報を利用して、切迫感のある避難の呼びかけや、警察や消防への連絡等、災害対応を実施し、被害の最小化につなげます。

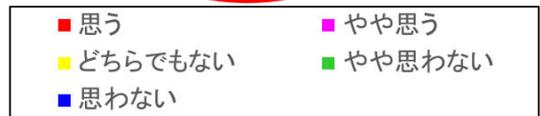
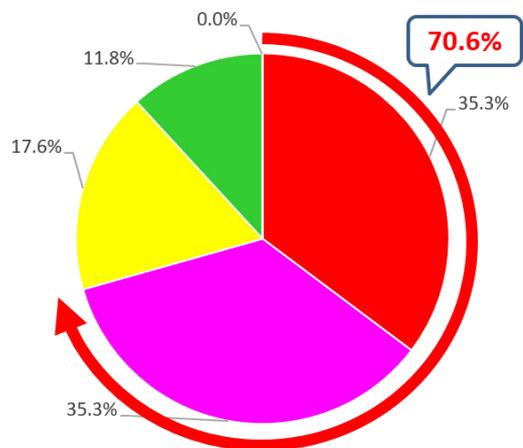


《実証訓練の結果（アンケートより）》

■約8割が被災情報等の確認により避難行動の検討につながると回答。



■約7割が実際の水災害時に現場から投稿することは可能と回答。



令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 防災企画・地域支援課

事業概要

細事業名		「みえ防災・減災センター」事業費					区分	一部新規
施策		111	災害から地域を守る自助・共助の推進					
基本事業		11101	多様な主体が連携した防災活動の促進					
根拠 (法令等)		三重県防災対策推進条例 三重県防災・減災対策行動計画						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		<p>「みえ防災・減災センター」において、市町や企業、県内他大学の参画を進めるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外の活用できるリソースを集結することでシンクタンク機能を担い、市町や企業などの地域の防災力を高めます。</p> <p>また、津地方気象台から「みえ防災・減災センター」に職員の派遣を受けることで連携を強化することに加え、市町の派遣職員も受け入れることで、「みえ防災・減災センター」のハブ機能、シンクタンク機能の充実を図ります。</p>						
事業目標		<p>防災人材の育成と活用、地域や企業への支援、防災資料の収集と情報発信・啓発、防災に関する調査研究等を行うことで、県全体の地域防災力向上を支援します。</p>						
前年度からの 変更点		<p>これまでの地震・津波対策に、新たに風水害、土砂災害を追加した避難計画策定ツールを構築し、適切な避難行動や地区防災計画の策定を促進します。</p>						
事業の必要性と期待される効果		<p>行政と大学が一体となった「みえ防災・減災センター」の枠組みにおいて、市町職員を対象とした研修や、相談窓口の設置、アーカイブの構築、みえ防災・人材バンクの構築と運用などの事業を展開してきました。</p> <p>「三重県防災・減災対策行動計画」をふまえ、喫緊の課題解決に向けた取組について、市町や企業を支援することにより、防災の日常化を図ります。</p> <p>引き続きセンターの防災ハブ機能・シンクタンク機能の強化を図ることにより、センターの認知度をさらに高め、より多くの市町・機関や団体のセンターへの参画を目指します。</p>						

取組概要	「みえ防災・減災センター」において実施する下記事業を通じて、県内の防災・減災対策を推進します。
取組内容等	

「みえ防災・減災センター」事業 23,120千円(23,120千円)

## 1 人材育成・活用事業

### (1) みえ防災塾の開催

- ① 応用コース さきもり応用コース(6月から通年開講、全23回、定員10名)

防災・減災に関する専門知識と実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材を養成する。

- ② 基礎コース みえ防災コーディネーター育成講座

(6月～10月開講、全10回、定員50名)

さきもり応用コースを受講するきっかけづくりと、地域等の防災活動に貢献することを目的として、防災・減災に関する基礎的な学習を行い、みえ防災コーディネーターを育成する(認定する)。

### (2) 専門講座の開催

- ① 市町職員向け研修(5月及び8月開講、市町から各2名程度募集)

市町職員を対象として、実際の業務に活用することができる知識・技能の習得を目的とする。また、特別講座を開講し市町の特定課題の解消に向けた支援を実施する。

- ② 自主防災組織リーダー研修(7～9月開講、3地域で各20名程度募集)

地域の防災リーダーである自主防災組織のリーダーを対象として、地域での取り組みに結びつけるための研修を実施する。

- ③ 専門職防災研修(6～10月開講、各50名程度募集)

(医療・看護)(保健・福祉・介護)分野で活躍する専門職を持つ人材を対象として、それぞれの業務の中で防災の知識を活用してもらうための研修を実施する。

- ④ 体験型防災学習実践研修会(県内5地域程度)

小中学校、高等学校、特別支援学校の教職員等を対象として、学校防災の推進に必要な防災に関する意識と知識、指導力を向上させるための研修を実施する。

- ⑤ 地域別災害医療コーディネーター研修(県内9地域)

災害時医療活動を調整する災害医療コーディネーターの対応能力の向上を図るための研修を実施する。

### (3) 防災人材の活動支援

- ① みえ防災人材バンクを、市町等の防災活動の支援に活用する。

- ② みえ防災人材バンク登録者を対象として、支援の技術・能力向上のためのフォローアップ研修を実施する。

- ③ みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等、これまで育成してきた人材が地域等でより一層活躍することができるよう、育成した人材のネットワークであるみえ防災コーディネーター連絡会、さきもり倶楽部の運営支援を行う。

- ④ 大学教員や県の防災技術専門員、指導員等の地域での活動をサポートし、実際の現場で学ぶことにより実践力を養う。

## 2 地域・企業支援事業

### (1) 相談窓口の運営

地域や企業の防災関係の取組支援を行うため、相談窓口を運営し、電話や直接の来訪等への対応を行う。

### (2) みえ企業等防災ネットワークの運営

みえ企業等防災ネットワークの会員が、防災に関する知識の習得や会員相互の交流・相互理解・協力が円滑に進むよう事務局としてネットワークの運営を支援する。また、地域別企業防災研修の企画・実施を行う。

### (3) DONET 研究会の運営

サミット対策として導入した「DONET」を活用した津波予測・伝達システムを県域の津波防災対策に役立てるため、県、大学、防災科学技術研究所が参画する研究会の運営を行う。

### (4) 地域防災研究会の運営

市町、県地域防災総合事務所・地域活性化局等の防災担当職員の意見交換、情報共有の場として、地域防災研究会を運営する。

### (5) 都市計画担当者の復興研修

市町の都市計画関係職員向けに、復興に関する研修を行う。

### (6) 地域防災課題解決プロジェクト

「共助」の取組が進まず、大きな課題となっていることから、県、市町職員と連携し、作成した「手引書」について、「共助」の取組の活性化を図る。

### (7) 「My まっぷラン+(プラス)」による避難計画策定支援事業 10,000 千円(10,000 千円)

地域の防災人材や市町職員と連携し、津波からの避難計画を作成する「My まっぷラン」のバージョンアップを図り、対象とする災害に土砂災害や風水害を加えるとともに、新たに web サイトを設け、デジタルマップや避難に関する「My タイムライン」の設定を支援するソフト、県内外の避難に関する先進事例などの情報等を掲載し、災害時における個人または地域の避難計画の作成を支援する仕組みを構築します。

また、率先避難に向けた指針（避難クレドカード）を策定し、県民の避難意識の醸成に取り組みます。

## 3 情報収集・啓発事業

### (1) みえ防災・減災アーカイブの運用、拡充

三重県内における防災・減災に関するさまざまな情報を、防災学習や防災対策、防災研究を目的として、住民や自治体、公的機関等が保有する情報を収集し、適切な権利処理を行い、広く一般に公開する。

#### ① 利活用の促進

利活用の促進に軸足を置き、地域で市町や教育機関、児童館などと連携を図り、活用事例を作成し、使いやすい環境づくりを行い、利活用促進に向けた取組をしていく。

#### ② 情報収集

県防災対策部が作成している地域の取組事例（みえの防災大賞、奨励賞受賞団体）や県教育委員会が作成している学校防災取組事例などを収集していく。

### （2）シンポジウム等のイベントの開催

みえ風水害対策の日（9月26日）、みえ地震対策の日（12月7日）、などに合わせて、県民に防災について身近に感じてもらうためのシンポジウム等を企画・実施する。

### （3）防災啓発資料の作成

住民の防災意識の向上を図るための啓発資料を作成し、人材育成・活用事業や啓発事業において活用する。

## 4 調査・研究事業

### 災害に関する三重県内の地域課題の解決に資する調査研究

「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害に関する調査研究」、「家庭における耐震対策を促進するための調査研究」などをテーマとして、大学教員と行政職員が一体となり研究を実施する。

# Myまっぷラン+（プラス）による避難計画策定支援事業

## 風水害被災地の 教訓（課題）

### 災害の激甚化

### ハザードマップの活用

存在を知っていた 75%  
うち内容を理解していた 24%  
（倉敷市真備町）

### 避難のスイッチオン

すべきなのに避難しなかった  
84%

（西日本豪雨・ウェザーニューズ社）

### 要支援者対策の促進

亡くなった方51人中42人が自宅  
1階で、うち36人は高齢者  
（倉敷市真備町・『朝日新聞』）

## 地区防災計画の作成



システム化により  
集約における作業効率 & 汎用性 UP

### webサイト・指針でひろげる

- システム（防災人材等教育プログラム含め）を登載
- 先進事例情報の掲載
- 避難行動指針（避難クレドカード）の周知  
⇒防災みえ.jpへの掲載や啓発事業も実施し、展開



特設webサイト

Web活用  
地区計画に

指導役

Web活用  
個人避難に

### 個人の計画を地区の計画につなげる

防災みえ.jp  
から手軽に  
アクセス

### 地区の避難計画

ワークショップ  
（地区の検討の場）

指導役：  
市町職員  
防災人材



マイタイムラインの作成  
避難経路の作成  
ハザードマップ 認識

地区の検討  
もふまえ  
バージョンアップ

「Myまっぷラン」を  
バージョンアップ！  
◆風水害・土砂災害に対応  
◆デジタル化



令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 防災企画・地域支援課

事業概要

細事業名		職員防災人材育成事業費					区分	新規	
施策		112	防災・減災対策を進める体制づくり						
基本事業		11201	防災・減災対策の推進						
根拠 (法令等)		災害対策基本法第47条 三重県防災対策推進条例第32条（改正案）							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		職員一人一人が我が事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる職員の育成を図ることを目的としています。							
事業目標		・令和元年度に策定する「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」に定める職員像を人材育成の目標とし、階層別や役割別で必要となる能力向上を図り、職員一人ひとりが我が事として防災・減災に取り組むことで、県の業務改善や体制強化、並びに市町の支援体制の充実を図ります。							
前年度からの変更点									
事業の必要性と期待される効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震の災害対応では「災害（被災）イメージの欠如」「災害対応の全体像がわからない」といった課題が災害対応を行う行政職員に発生しており、これらの課題は阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの大規模災害時に発生していた課題と同じものでした。一方、災害時に備えるために事前に行政職員に対して行うべき研修は、必ずしも体系的な研修が実施されているわけではなく、また、研修対象が限定されているといった課題がありました。</li> <li>・そのため、県民の生命と財産を守り、災害発生後も行政機能を継続するため、全職員を対象に、必要となる能力向上を目指して、体系的に研修を実施する必要があります。</li> <li>・そのことにより、県職員自らが備えるとともに、県が実施する事業に対して、防災の視点が入った取組が実施され、その内容が促進されます。</li> </ul>							

## 取組詳細

取組概要	・「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」に定める職員像を人材育成の目標とし、階層別や役割別で必要となる能力向上を目指して、計画的・継続的に研修を実施します。
取組内容等	

### 職員防災人材育成事業

5,354 千円（5,354 千円）

\*うち特定政策課題事業 5,000 千円

#### 1 職員研修の実施

「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」を踏まえて作成する研修計画に基づき、階層別や役割別に研修を実施します。

また、「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」の策定後の令和2年度の研修では、知事や県内市町長、県部局長等を対象としたトップセミナーを実施します。

#### 2 研修教材の作成

各部局、各地方部、各市町が自ら独自に研修を開催できるよう標準教材を作成します。

#### 3 専門的な防災人材の育成

内閣府等が主催する研修の受講などを通じて、専門的な防災人材の育成を図ります。

# 職員防災人材育成事業

令和元年度に策定する「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」に定める職員像を人材育成の目標とし、階層別や役割別で必要となる能力向上を図り、職員一人ひとりが自分事として防災・減災に取り組むことで、県の業務改善や体制強化、並びに市町の支援体制の充実を図ります。

## 職員の防災・減災に関する課題

### ①災害(被災)イメージが思い浮かばない

- 被災経験がないため、被災のイメージがもてない。
- 被災者のニーズがどのように変化していくのかイメージがわからない。

### ②災害対応の全体像がわからない

- 被災状況により何をすべきか優先順位がわからない。
- 災害時の県全体の業務や役割について理解できない。

### ③災害対応のマネジメント手法がわからない

- 連携した業務の進め方になっていない。
- 災害対策本部での役割や災害時における市町等との関係が理解できていない。

### ④個別業務がわからない

- 災害時に自所属で行う業務について理解が進んでいない。

## めざすべき職員像と取組の方向性

### 【職員像】

県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

### 【取組の方向性】

#### (1) 役割別の取組の方向性

- 職員の各役割に応じた能力向上のため、職員の研修(訓練)への参加、各職場でのOJTの実施。
- 業務等に応じた情報収集・教材作成を行い、研修(訓練)への参加及びOJTの実施。

#### (2) 階層別の取組の方向性

- 職員の各階層に応じた研修参加による能力向上の実現。
- 若手職員の育成を重視した研修や、管理職における防災人材の育成等の実施。

## (1) 研修教材の作成

- 各部局、各地方部等が自ら独自に研修を開催できるよう**標準教材を作成**。

### 【項目】

- ①防災・危機管理の基本的な考え方
- ②ハザードのメカニズムと過去の災害事例
- ③三重県で想定される各種被害想定
- ④災害法体系・地域防災計画
- ⑤災害エスノグラフィー演習

各項目ごとにア～ウの教材を作成  
ア. 研修実施要領(“学習指導要領”)  
イ. 説明用スライド(“教科書”)  
ウ. 理解度チェック(“テスト”)

## (2) 専門的な防災人材の育成

- 内閣府等が主催する研修の受講などを通じて、**専門的な防災人材の育成**。

## (3) 職員研修の実施

- 「三重県職員防災人材育成指針(仮称)」を踏まえて作成する研修計画に基づき、**階層別や役割別に研修を実施**。

日常的な防災・減災の取組、発災後の人命の確保、被災者の早期の生活再建及び地域社会のより良い復興を図る

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 消防・保安課

事業概要

細事業名		消防行政指導事業費					区分	一部新規
施策		112	防災・減災対策を進める体制づくり					
基本事業		11205	消防・保安対策の充実・強化					
根拠 (法令等)		消防組織法 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		地域防災力の向上のため、消防体制の充実とともに、消防学校と連携した消防職団員の教育訓練等の充実強化を図ります。また、市町および三重県消防協会等と連携し、消防団員の確保や消防団の活性化のための取組を進め、消防団の充実強化を図ります。						
事業目標		<p>常備消防においては、大規模災害時には、県内消防本部間の相互応援や県外からの緊急消防援助隊との連携が必要となることから、緊急消防援助隊ブロック訓練等への参加を通じ、消防力の強化をめざします。</p> <p>全国的に消防団員数は減少していることから、市町における機能別団員制度の導入および女性消防団員加入促進の取組を促進させるとともに、地域特性や消防団の実情に応じた創意工夫ある消防団員の確保および消防団の活性化に係る様々な取組を支援し、消防団の充実強化をめざします。</p>						
前年度からの 変更点		<p>他県において消防団員の確保に実績のある機能別消防団員制度の導入と女性消防団員の加入促進の取組について、県内市町でも更なる取組を促すために「消防団充実強化促進事業補助金」を新設しました。</p> <p>あわせて、市町における取組をより促すため、機能別消防団員制度の導入と女性消防団員の加入促進をテーマに消防団長等の団幹部を対象にした「消防団充実強化促進研修会」を開催します。</p>						
事業の必要性と期待される効果		<p>近年、全国において風水害等の災害により大きな被害が生じており、さらに三重県においては南海トラフを震源とする大規模地震の発生も懸念されています。このような状況の下、あらゆる災害・非常事態において、消防がその使命を果たすことが安全で安心な社会を築く上でますます重要となっています。</p> <p>このため、常備消防については、訓練参加等を通じ県内消防本部の連携等を含め、消防職員の資質の向上に取り組むことで、消防力の強化を図ることができます。</p>						

また、地域防災力の中核を担う消防団については、その役割が拡大し、地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、人口減少・少子高齢社会の進展、サラリーマン世帯の増加などにより、全国的に消防団員数は減少しています。

そのため、地域防災の要として大きな役割を果たす消防団について、市町や三重県消防協会と連携しながら、幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げる取組を積極的に進めることで、消防団の充実強化を図ることができます。

## 取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県消防長会に対し、緊急消防援助隊ブロック合同訓練参加に係る負担金等を支出し、消防本部の訓練参加を支援します。</li> <li>・ 県内の消防体制の確立を図るため、市町に対する連絡調整及び助言、消防職員、団員の表彰等に取り組みます。</li> <li>・ 県内市町の消防団で構成される三重県消防協会に財政支援を行い、消防団員の確保および消防団の活性化の取組を支援します。</li> <li>・ 新たに取り組む消防団充実強化促進事業による財政支援および研修会を通じ、各市町における機能別消防団員制度の導入および充実強化や女性消防団員の加入促進の取組を更に促すことで、消防団の充実強化を支援します。</li> </ul>
取組内容等	

### (1) 消防行政指導事業費

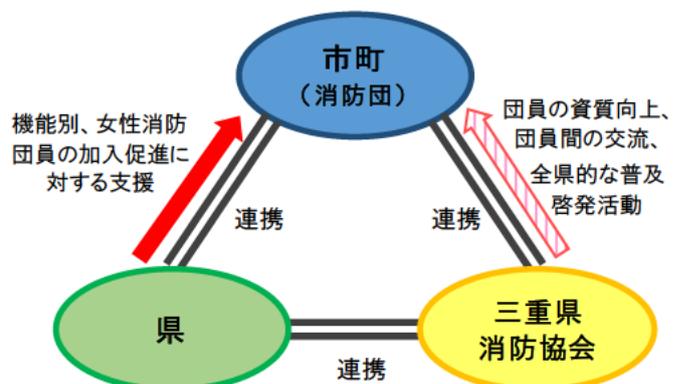
7,695千円(7,695千円)

- ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加について、負担金を支出し、県内消防本部の訓練参加を支援します。
- ・ 三重県消防長会が開催する警防技術交換会に負担金を支出し、県内消防本部の連携強化に資する取組を支援します。
- ・ 三重県消防大会を開催し、功績のあった消防職団員の表彰等を行います。
- ・ 三重県消防協会が実施する消防団員の確保や消防団の活性化に係る取組に対し、補助金を交付するとともに、県も市町および三重県消防協会と連携してこれらの取組を推進します。

### (2) 消防団充実強化促進事業

5,000千円(5,000千円)

- ・ 市町に対し、県は財政支援や研修会を開催し、三重県消防協会は消防団員入団促進キャンペーンなどの全県的な啓発活動を行い、効果的に市町における消防団員の確保を含めた消防団の充実強化の取組を推進します。
- ・ 特に県は、他県でも団員確保に実績のある機能別消防団員と女性消防団員の加入促進の取組を支援します。



### 【消防団充実強化促進事業補助金】

- ・機能別消防団員制度の導入および充実強化や女性消防団員の加入促進に取り組む市町または、消防団員が増加した市町に対し次のとおり財政支援を行い、それぞれの市町における取組の一層の推進を図ります。

**補助率**

1 / 3 (上限: 1 市町 100 万円)

**補助対象**

- 1 機能別消防団員制度の導入及び充実強化の促進**  
対象経費 機能別消防団員の活動服や装備等、広報活動用資機材の整備等に要する経費  
対象者 機能別消防団員制度を導入した市町、機能別消防団員の充実強化を図る市町
- 2 女性消防団員の加入促進**  
対象経費 普及啓発経費、女性消防団員の制服、応急手当訓練用資機材等の整備に要する経費  
対象者 女性消防団員の加入促進および活動しやすい環境整備等に取り組む市町
- 3 消防団装備等整備の促進**  
対象経費 消防団員の活動服、防火衣一式、ホース等の装備の整備に要する経費  
対象者 前年度4月1日から純増した市町  
(純増した団員数に応じて補助金額の上限を設定、団員数×10万円)

### 【消防団充実強化促進研修会】

- ・消防団長をはじめとした消防団幹部および市町消防団担当等を対象に他県でも団員確保に実績のある機能別消防団員制度の導入促進と女性消防団員の加入促進等をテーマにそれぞれ研修会を開催し、各消防団における更なる取組の推進を図ります。

**テーマ**

- 1 機能別消防団員制度の導入促進** 制度導入の促進  
・内容 機能別消防団員制度の意義や効果、先進地事例などを紹介  
・対象者 消防団長、消防団幹部、市町消防団担当
- 2 女性消防団員の加入促進** 更なる取組の促進  
・内容 女性消防団員の更なる活性化および加入促進方策の紹介  
・対象者 女性消防団員、消防団長、消防団幹部、市町消防団担当